

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 はじめに

この実施要領は、広島市民球場グラウンド照明設備改修事業を実施するにあたり、適切な優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するための必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業

(2) 事業内容

別紙1「広島市民球場グラウンド照明設備改修事業 要求水準書」による。

(3) 事業予定期間

ア 設計業務

契約締結日（令和5年12月）から令和6年 3月15日まで

イ 工事

契約締結日（令和6年 6月）から令和7年 3月15日まで

3 参加表明者の構成等

本事業に参加表明する事業者（以下「参加表明者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

(1) 参加表明者は共同企業体または単体企業とする。

(2) 共同企業体を構成する企業数は2者とし、主たる業務として機器供給及び設計を担う企業（以下「機器供給設計企業」という。）及び施工を担う企業（以下「施工企業」という。）とする。

(3) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から参加表明者を代表し、広島市（以下「本市」という。）との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。

(4) 共同企業体の各構成員の出資割合は、1者につき10分の3以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこととする。

(5) 共同企業体の構成員は、他の参加表明者又はその構成員として重複参加できないものとする。

(6) 単体企業の場合、機器供給設計企業と施工企業の役割を同時に担うことができる企業でなければならないものとする。

4 事業実施上の条件

(1) 参加表明者の資格要件

参加表明者の参加資格要件は次のア、イ及びウの全てとする。

ア 参加表明者（共同企業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。

(イ) 公示の日から参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は本市の指名停止措置を受けていな

いこと。

(ウ) 広島市税を滞納していないこと。

(エ) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(オ) 次のいずれにも該当していないこと。

a 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

b 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

c 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの

イ 参加表明者（共同企業体の場合、機器供給設計企業）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(ア) 一般社団法人日本野球機構（以下「NPB」という。）の管轄下にある野球の試合が行われた野球場でのLED方式のグラウンド照明設備の納入実績があること。

(イ) 次の要件を満たす管理技術者（業務の技術上の管理を行う技術者をいう。）及び照査技術者（成果物の内容の技術上の照査を行う技術者をいう。）を配置できること。

a 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

b 技術者は、NPBの管轄下にある野球の試合が行われた野球場でのLED方式のグラウンド照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）の設計経験を有する者であること。

c 管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼ねることはできない。

ウ 参加表明者（共同企業体の場合、施工企業）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(ア) 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

(イ) 電気工事について、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、令和5年度の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）にA等級で登録されている者であること。

(ウ) 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。

・ 野球場、サッカー場、陸上競技場、公営競技場等の収容人員が16,500人以上の体育施設における、競技用照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）
ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

なお、建築一式工事などにおける電気工事単体でない施工実績は含まない。

(エ) 次の要件を満たす技術者を配置できること。

- a 電気工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本件は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。
 - b 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。
- (ウ) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。
- 詳細は、本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- (カ) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。
- a 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）
 - b 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者（3号ウ）
 - c 1か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者（3号工）
 - d 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
 - e 当該事業に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）
- (キ) 事業を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）において、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないように、必要な措置を講ずることができること。
- (ク) 事業を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

5 事業者特定スケジュール

日程	内容
令和5年 9月 8日（金）	公示、実施要領の交付
9月 12日（火）	現地説明会参加申し込み期限

9月14日(木)(予定)	現地説明会の実施
9月8日(金) ～9月15日(金)	質問の提出期間
9月22日(金)(予定)	質問への回答の公表
9月25日(月) ～9月27日(水)	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間
10月2日(月)(予定)	参加資格確認の通知
10月2日(月) ～10月17日(火)	技術提案書の提出期間
10月30日(月)(予定)	ヒアリング開始予定時刻の通知
11月20日(月)(予定)	ヒアリング(広島市民球場グラウンド照明設備改修事業者選定審査委員会による)の実施
11月下旬(予定)	優先交渉権者選定の通知
12月中旬(予定)	設計業務の見積合わせ
12月中旬(予定)	基本協定書の締結及び設計業務の契約締結
令和6年 3月15日(金)(予定)	設計業務完了
4月中旬(予定)	工事の価格交渉
4月下旬(予定)	優先交渉権者特定の通知
5月上旬(予定)	工事の見積合わせ
5月上旬(予定)	工事の仮契約の締結 (議会の議決を要しない場合は本契約)
7月上旬(予定)	工事の本契約の締結 (議会の議決を要する場合)

6 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局営繕部設備課

TEL 082-504-2732 FAX 082-504-2181

電子メール setsubi@city.hiroshima.lg.jp

7 プロポーザルに関する資料についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問書(様式1)に質問内容を簡潔にまとめ、郵送又は電子メールで前記6の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

なお、質問書には、参加表明者の担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

- (2) 質問の受付期間

令和5年9月8日(金)から令和5年9月15日(金)まで

(郵送の場合には9月15日(金)必着)

- (3) 質問に対する回答は、令和5年9月22日(金)(予定)に本市ホームページ上に掲載する。

(総合トップページ>プロポーザル・コンペの案件情報>【公募型プロポーザル】広島

市民球場グラウンド照明設備改修事業)

8 現地説明会

技術提案書の作成の参考としてもらうため、広島市民球場において現地説明会を実施する。現地説明会については希望者ごとに行うため、参加を希望する場合は下記により、事前に申し込みを行うこと。

(1) 実施日時

令和5年9月14日(木) (予定)

午前9時～午後5時までの間で希望者ごとに1時間程度を予定している。

なお、正式な日時等は、希望者ごとに連絡する。

(2) 申込先

「6 担当課」に記載する電子メールアドレス宛とする。

(3) 申込方法

参加者名簿(様式自由)を作成し、電子メールに添付して令和5年9月12日(火)までに提出すること。提出に当たっては、電話により速やかに受信確認すること。

9 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出等

(1) 提出書類

下表のとおり必要となる書類を作成して、前記6の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

番号	提出書類	指定様式	単体企業の場合	共同企業体の場合	
				機器供給設計企業	施工企業
1	参加表明書兼参加資格確認申請書	様式2-1	要	—	
2	参加表明書兼参加資格確認申請書(共同企業体用)	様式2-2	—	要	
3	会社概要	様式2-3	要	要	要
4	納入実績調書	様式2-4	要	要	—
5	施工実績調書	様式2-5	要	—	要
6	配置予定技術者調書(設計業務)	様式2-6	要	要	—
7	配置予定技術者調書(工事)	様式2-7	要	—	要
8	実務経歴書(工事)	様式2-8	要	—	要
9	資金的関係・人的関係調書	様式2-9	要	要	要
10	共同企業体参加資格申請書	様式2-10	—	要	
11	委任状(共同企業体用)	様式2-11	—	要	
12	共同企業体協定書	様式2-12	—	要	
13	承諾書(共同企業体用)	様式2-13	—	要	
14	広島市税の納税証明書(写し)	—	要※	要※	要※
15	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)	—	要	要	要
16	社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入及び保険料の未納がないことの証明	—	要	—	要

	書類（写し）				
--	--------	--	--	--	--

※広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式2-14）を提出すること。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式2-1（参加表明書兼参加資格確認申請書）、様式2-2（参加表明書兼参加資格確認申請書（共同企業体用））

参加表明者及び作成者を記入すること。

また、参加表明者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記入すること。

(ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

a 各保険の加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、参加表明書等に必ず添付して提出すること。

b 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

c なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

a 直前2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。

b 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

c なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

イ 様式2-3（会社概要）

様式記載の注意事項により作成すること。

ウ 様式2-4（納入実績調書）

(ア) 4(1)イ(ア)に記載した参加条件の会社の納入実績に該当するものを記載すること。

(イ) 記載された納入実績の確認ができる資料を添付すること。

エ 様式2-5（施工実績調書）

(ア) 4(1)ウ(ウ)に記載した参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最多2件まで）すること。

ただし、1件の工事で条件を満たしていなければならない。

- (イ) 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表第1の建設工事の種類で記載(該当する工種があるものは□にチェックを記入)すること。
- (ウ) 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に竣工登録している工事内容(以下「竣工登録の登録内容確認書(工事实績)」という。)の写しを添付すること。

ただし、竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写しを添付することができない(CORINS登録対象工事以外)場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること(いずれの場合であっても、参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等(以下「設計図等」という。))も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。)

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること(竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。)

※平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

※民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。

a 施工実績証明書

- (a) 工事監理を行った者が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

※工事監理者と当該証明物件との関係が明らかとなるものも併せて提出すること。

- (b) 上記(a)が提出できないときは、注文者(施主)が発行した実績証明書(証明者の押印があるもの。写し可)

b 契約書(注文書又は請書を含む。)の写し

注文者(施主)による原本確認及び竣工確認があるもの((文例) 「この契約書(請書)の写しは、原本と相違ありません。また、契約書(注文書)の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨で注文者(施主)による記名押印があるもの。)

a、bのいずれの場合も施工実績において、参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である参加表明書兼参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名すること。

文例) 「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、参加表明者の資格の喪失の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」(記名)

オ 様式2-6(配置予定技術者調書(設計業務))

- (7) 公示に記載した参加条件の技術者等に該当する技術者(参加表明書等の提出日前に雇用関係がある者に限る。)に記載すること。

なお、参加表明書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配

置予定技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。
(イ) 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

(ウ) 配置予定技術者は必ず本件業務に着手から完成まで（設計業務期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

カ 様式 2-7（配置予定技術者調書（工事））

参加表明書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

なお、工事の契約締結日までの間において、公示に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

(ア) 配置予定技術者について

a 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経営業務の管理責任者証明書」に記載した経営業務の管理責任者、「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は主任技術者及び監理技術者にはなれない。

b 配置予定技術者は、公示に記載した参加条件の技術者に該当するもので次の事項を満たすものを記載すること。

(a) 本工事に契約締結日から引渡しの日まで配置できるもの

(b) 契約締結日において、他の工事に主任技術者、専任を要する監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていないもの

(c) 契約締結日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ同日以前3か月以上の雇用関係にあるもの

(イ) 記載方法等について

a 配置予定技術者

(a) 工事について「監理技術者」又は「主任技術者」の項目にチェックをすること。

(b) 技術者ごとに作成すること。

b 予定下請契約金額

予定下請契約金額欄には参加表明書提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が4,500万円以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

(ウ) 添付書類

a 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 監理技術者資格者証の写し

表・裏両面の写しとし、参加表明者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

- ・ 技術検定合格証明書
- ・ **実務経歴書（工事）（様式 2－8）**

b 技術者の雇用関係の確認

様式 2－7 別添「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QR コードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

キ 様式 2－9（資本的関係・人的関係調書）

(ア) 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

a 資本的関係に関する事項

- (a) 親会社等と子会社等
- (b) 親会社等が同一である子会社等

b 人的関係に関する事項

- (a) 代表権を有する者が同一である会社等
- (b) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- (c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

c 複合的関係に関する事項

上記 a 及び b が複合した関係にある会社等

d その他（a、b 又は c と同視しうる関係があると認められる場合）

- (a) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
- (b) 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
- (c) 組合とその構成員
- (d) 共同企業体とその構成員
- (e) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

(イ) この書類を提出したことにより、(ア)のいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一のプロポーザルに参加したときは、これらの者が行ったプロポーザルの参加を全て無効とする。

ク **様式 2-10 (共同企業体参加資格審査申請書)**、**様式 2-11 (委任状 (共同企業体用))**、**様式 2-12 (共同企業体協定書)**、**様式 2-13 (承諾書 (共同企業体用))**
様式のとおり作成 (袋綴じ) の上、3部 (広島市提出用1部、各構成員保管用2部) 作成すること。なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体参加資格審査申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、**様式 2-11 (委任状 (共同企業体用))** 及び**様式 2-12 (共同企業体協定書)** のページに捨印をそれぞれ押印すること。

(3) 参加表明書兼参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和5年9月25日 (月) から令和5年9月27日 (水) まで

持参する場合は受付期間の広島市の休日を定める条例 (平成3年条例第49号) に基づく本市の休日 (以下「休日」という。) を除く毎日8時30分から17時15分まで。

(郵送の場合には9月27日 (水) 必着)

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。) すること。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

10 参加資格の確認

参加表明書等を提出した参加表明者については、参加資格の有無を確認し、その結果を参加表明者に対して、令和5年10月2日 (月) (予定) に書面により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた参加表明者を参加資格保有者とする。

11 非確認理由に関する事項

(1) 参加資格確認申請書を提出した者のうち、参加資格が確認されなかった者に対しては、参加資格要件を満たさなかった旨とその理由 (非確認理由) を書面 (非確認通知書) により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日 (休日を含まない。) 以内に、書面 (様式は自由) により、広島市長に対して苦情申立てができる。

(3) 苦情申立ての受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 前記6の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

12 参加資格保有者の辞退

参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合には、技術提案書の提出期限である令和5年10月17日 (火) までに、**辞退届 (様式 2-15)** を、「6 担当課」に提出すること。

なお、辞退届は持参または郵送 (郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期

限までに必着のこと。)により提出すること。

1 3 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

前記 1 0 により確認された旨の通知を受けた参加資格保有者は、**技術提案書**を作成して、前記 6 の担当課へ提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

技術提案書の提出時に本市職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び保険証など使用人の身分が分かるもの）を提示すること。なお、**技術提案提出届（様式 3-1）**に代表者印を押印し、提出した場合については、本人確認等を行わず受理する。郵送の場合は、押印すること。

技術提案書は以下のとおりとする。

※要求水準書を満たしていない場合は失格となることがあるため、作成にあたっては、**要求水準書を満たしていることが確認できるようにすること。**

ア **技術提案提出届（様式 3-1）**及び**グラウンド照明設備仕様チェックリスト（様式 3-2）**

イ **グラウンド照明設備仕様**

要求水準書を満たすグラウンド照明設備の具体的な仕様を記載するとともに、その仕様書を添付のこと。

ウ **同種・同規模納入実績調書（様式 4）**（公示の優先交渉権者選定基準に定める実績がある場合のみ提出）

エ **同種・同規模工事施工実績調書（様式 5）**（公示の優先交渉権者選定基準に定める実績がある場合のみ提出）

オ **同種・同規模工事施工経験調書（様式 6）**（公示の優先交渉権者選定基準に定める実績がある場合のみ提出）

カ **維持管理費概算書（様式 7）**

キ **課題への提案**

次の課題に対する提案を記述すること。

【課題 1：まぶしさ（グレア）への対応に関する提案（様式 8-1）】

選手のプレーに影響しないようにまぶしさ（グレア）を低減することについての提案

【課題 2：現地での施工方法に関する提案（様式 8-2）】

現地での施工において、工期内に完了可能で、品質を損なわない効率的な施工方法や安全管理についての提案

【課題 3：環境配慮に関する提案（様式 8-3）】

周辺の施設や住宅に対する光害等の影響や、CO2 削減による地球温暖化への対応等の環境配慮についての提案

【課題 4：メンテナンスの考え方と体制（様式 8-4）】

トラブル時の技術者の派遣体制や交換部品の手配等の緊急時対応についての提案

【課題 5：本工事に関連する自由提案（様式 8-5）】

課題 1～4 の提案内容にない、特別に優れていると思われる技術の提案

ク 参考概算見積書（設計業務）（様式 9）

ケ 参考概算見積書（工事）（様式 10）

(2) 提出書類の作成方法等

技術提案書の書類をすべて片面印刷し、A4縦ファイルの左綴じ製本とし提出すること。
指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、
図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。

各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント程度）を
入れ、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、
そのページ数以内とする。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・ 「同種・同規模納入実績調書（様式 4）」、「同種・同規模工事施工実績調書（様式 5）」、
「同種・同規模工事施工経験調書（様式 6）」、「参考概算見積書（設計業務）（様式 9）」、
「参考概算見積書（工事）（様式 10）」以外には提出者を特定することができる内容（具
体的な社名、ロゴマーク等）の記述はしないこととし、提出する各10部のうち各1部
の裏面に提出者名を記入すること。

提出書類について、この実施要領及び各様式に示された条件を満たさない場合は無効と
することがある。

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量
法（平成4年法律第51号）によること。

(3) 技術提案書の提出期間等

ア 提出期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月17日（火）まで

持参する場合は上記期間の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。（郵送
の場合には10月17日（火）必着）

イ 提出部数等

技術提案書は正本1部、副本9部の計10部（左綴じ、カラー使用可）を提出するこ
と。ただし、「同種・同規模納入実績調書（様式 4）」、「同種・同規模工事施工実績調書
（様式 5）」、「同種・同規模工事施工経験調書（様式 6）」、「参考概算見積書（設計業務）
（様式 9）」、「参考概算見積書（工事）（様式 10）」の提出は1部で良い。併せて、提出
書類の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること。提出方法は、前記6の担当課
へ持参又は郵送とする。

ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となる。※A3様式は折らないこと。

1.4 優先交渉権者の選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定

審査委員会（後記1.6参照）において、次のとおり、提出された技術提案書及びヒアリ
ングによる評価を行い、総合評価点が最も高い者を「優先交渉権者」、次位の者を「次点
者」と選定する。選定の結果は、審査委員会終了後、技術提案書提出者全員に通知する。

ア ヒアリングの実施

(7) ヒアリングの実施日、場所及び参加者等

実施日： 令和5年11月20日（月）（予定）

実施場所： 広島市中区役所（予定）

参加者等： 参加できる人数は、当該技術提案書提出者に所属する者で、5名以内とする。配置予定技術者は必ず出席すること。

なお、正式な日時及び実施場所は、技術提案書提出者ごとに連絡する。

(イ) ヒアリングの手順

- a 技術提案書提出者は、技術提案書の「課題への提案」についてのプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会の委員からの提案内容の不明点についての質疑応答等を行う。
- b プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1版）やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。ただし、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。
- c プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものである。
- d 技術の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

イ 優先交渉権者の選定基準

別紙2「優先交渉権者選定基準」のとおりとする。

(2) 優先交渉権者の選定結果及び審査結果の通知

令和5年11月下旬（予定）に、優先交渉権者の選定結果及び審査結果を、技術提案書提出者全員に通知する。

なお、この通知は、優先交渉権者の選定結果を伝えるものであり、受注者として決定したものである。

また、参加表明者について名称を伏せた全員の評価の総合計点の一覧及び優先交渉権者名を本市ホームページに掲載し公表する。

1.5 非選定理由に関する事項

- (1) 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非選定理由についての説明書の交付を請求することができる。
- (3) 上記(2)の請求に対する回答は、請求期限の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。
- (4) 非選定理由の説明書の交付の請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 前記6の担当課に同じ
 - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

1.6 審査委員会の設置

技術提案書の審査は、本市が設置した広島市民球場グラウンド照明設備改修事業者選定審査委員会（委員は別紙3を参照）において行う。審査内容は非公開とする。

1.7 契約等

- (1) 優先交渉権者は、工事の契約に向けて本市と広島市民球場グラウンド照明設備改修事

業の工事に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の締結を行う。

基本協定書（案）は別紙４のとおりとする。

- (2) 優先交渉権者は、設計業務について本市と見積もり合わせのうえ、契約を締結するものとする。

契約書（案）及び仕様書は別紙５、別紙６、別紙７及び別紙８のとおりとする。

- (3) 設計業務完了時に優先交渉権者と本市は、基本協定書に基づく価格等の交渉（以下「価格等の交渉」という。）を実施し、交渉が成立した場合には事業者に特定し、見積もり合わせのうえ、工事の契約（工事の契約の締結に広島市議会の議決を要する場合にあっては、工事の仮契約）を締結するものとする。

なお、仮契約を締結した場合において、当該仮契約に係る議案が広島市議会で可決されたときは、工事の契約を締結するものとし、可決されなかったときは、工事の契約は締結しないものとする。後段の場合において本市は一切の責任を負わないものとする。

- (4) 優先交渉権者との価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者特定通知を書面により通知する。また、優先交渉権者以外の技術提案書提出者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

- (5) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を優先交渉権者に書面により通知する。

なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。

- (6) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、次順位の技術提案書提出者に対して優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で基本協定書の締結及び設計業務の契約締結を行い、設計業務完了時に価格等の交渉を行う。

- (7) 本事業の参考額については、設計業務の規模は２，０００，０００円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む）、工事規模は６２０，０００，０００円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む）を想定している。

18 その他の留意事項

- (1) 技術提案書を提出できる者は、提出期限までに参加表明書兼参加資格確認申請書を提出し、本市から参加資格保有者として確認された旨の通知を受けた者に限る。

- (2) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書、技術提案書は返却しない。

- (3) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。

- (4) 提出された参加表明書兼参加資格確認申請書は、参加資格保有者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

なお、特定に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の提出は、１参加者につき１申請とする。

- (6) 提出期限以降における参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市が必要と判断した場合、追加資料の提出を要求することがある。

- (7) 参加表明書兼参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについての本市の了解を得ること。

- (8) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合又は故意に虚偽の内容が記載されたものである場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- (9) 前記6の担当課以外の本市部局には電話等で直接問い合わせしないこと。
- (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から工事を契約するまでの期間において、審査に関して自己に有利になることを目的として、審査委員会の委員及び専門的助言者に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは優先交渉権者を特定するためのものであり、具体的な設計内容は、設計業務契約後、本市及び指定管理者との協議を通じて決定するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、止むを得ず事業計画が変更または中止となった場合、本市は参加表明者等に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 参加表明者の行為により又は本市の公募手続の誤りなどにより公募の公正性が損なわれていると認められたときは公募を中止する。
- (14) 技術提案等に係る必要な費用は、提出者の負担とする。
- (15) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とすること。
- (16) 既設グラウンド照明設備図面は別紙9のとおりとする。
- (17) 本事業の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。